

証券コード 4809  
平成21年12月2日

## 株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号  
パ ラ カ 株 式 会 社  
代表取締役社長 内 藤 亨

### 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができま  
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決  
権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年12月17日（木曜日）  
午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年12月18日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京 地下1階 九重  
(昨年とは会場が異なりますので、お間違えのないよう  
ご注意願います。末尾の株主総会会場ご案内図及び  
同封のご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項  
報告事項
1. 第13期（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                                   |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件                                  |
| 第4号議案 | 当社取締役及び監査役に対するストックオプションにかかる<br>報酬額及び内容決定の件 |
| 第5号議案 | 当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発<br>行する件        |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生  
じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.paraca.co.jp/>）において周知させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融不安による世界同時不況、建設・不動産関連企業の倒産等の景気後退に見舞われましたが、一部の経済指標が下げ止まり、改善の見込みが表れてきました。しかしながら厳しい雇用情勢が続き再び景気が悪化するとの予想もあるなど、先行きの不透明感は拭えず予断を許さない状況が続いております。

当社グループの属する駐車場業界においても、ガソリン価格の動向、個人消費の弱含み、建築関係の駐車場利用の減少等により低調に推移してきたものの、政府の経済対策の効果が一部で表れてきております。

このような中で、当社グループは東京・大阪・名古屋の三大都市圏を中心に不動産市況の悪化により増加した遊休土地の一時活用が増え、賃借駐車場全体の新規開設が2,083車室と過去最高を記録いたしました。一方、保有駐車場は厳選して投資をしたため124車室の新規開設にとどまりました。その結果、当連結会計年度においては135件2,207車室の新規開設、67件586車室の減少により68件1,621車室の純増となり、9月末現在709件10,577車室が稼働しております。

当連結会計年度の業績については、賃借駐車場の新規開設が大きく増加したことで売上高が増加いたしました。さらにより精緻な収支予測に基づき採算性を重視した事業地を多く開設したため、利益面でも大きく寄与いたしました。一方、保有駐車場では売上高が前年を下回る結果となりました。この他、駐車場料金の適正化、土地賃借料の見直し、運営コストの低減等により収益性の向上を図ってまいりました。これらの新規駐車場の増加及び既存駐車場の収益性向上により、営業利益及び経常利益が過去最高となりました。

以上の活動により、当連結会計年度の売上高は6,060,048千円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益1,015,644千円（同18.6%増）、経常利益721,644千円（同26.8%増）、当期純利益354,002千円（同24.3%増）を計上いたしました。

当社グループの具体的な事業区分別の状況は以下のとおりであります。

#### （賃借駐車場）

当連結会計年度においては65件1,510車室の純増となり、9月末現在においては609件7,042車室が稼働しております。車室数の順調な増加により、売上高4,538,421千円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。

### （保有駐車場）

当連結会計年度においては3件111車室の純増となり、9月末現在においては100件3,535車室が稼働しております。売上高1,361,857千円（同2.7%減）となりました。

### （その他事業）

当連結会計年度において、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場の収益等を計上しましたが、主に不動産販売の減少により159,769千円（同20.5%減）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

事業区分	売上高(千円)	構成比(%)	車室数(車室)
賃借駐車場	4,538,421	74.9	7,042
保有駐車場	1,361,857	22.5	3,535
その他事業	159,769	2.6	
合計	6,060,048	100.0	10,577

### (2) 対処すべき課題

当社グループは収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

#### 解約リスクの低減

当社グループは、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解除により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

#### 収益リスクの低減

当社グループは事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、売上高総利益率の高い駐車場開発に努めています。

### オペレーションスキルの向上

当社グループは『標準化』戦略を強化し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めています。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

### 営業力の強化

当社グループが成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、『標準化』戦略を強化し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、982,495千円であります。その主なものは、事業用土地購入367,137千円及びリース資産（駐車場機器）351,167千円であります。

#### (4) 資金調達の状況

第3回無担保社債の発行により400,000千円調達いたしました。

また、長期借入金により720,000千円調達いたしました。

#### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### (8) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (平成18年9月期)	第11期 (平成19年9月期)	第12期 (平成20年9月期)	第13期 (平成21年9月期)
売上高(千円)	3,488,093	5,193,084	5,640,350	6,060,048
経常利益(千円)	619,164	709,892	568,909	721,644
当期純利益(千円)	363,333	375,609	284,751	354,002
1株当たり当期純利益(円)	8,667.64	8,393.26	5,991.00	7,678.70
総資産(千円)	14,268,845	16,312,696	16,766,378	17,608,720
純資産(千円)	2,980,265	4,337,787	4,603,109	4,793,624

当社の財産及び損益の状況

区分	第10期 (平成18年9月期)	第11期 (平成19年9月期)	第12期 (平成20年9月期)	第13期 (平成21年9月期)
売上高(千円)	3,488,093	4,942,023	5,640,350	6,060,048
経常利益(千円)	619,164	657,885	549,391	702,046
当期純利益(千円)	363,333	377,423	283,609	352,871
1株当たり当期純利益(円)	8,667.64	8,433.80	5,966.96	7,654.19
総資産(千円)	9,509,062	12,665,926	16,356,676	17,200,156
純資産(千円)	2,972,452	4,334,502	4,601,966	4,791,351

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
有限会社神谷町パーク	3,000千円	100.0%	駐車場の運営及び管理

(11) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は下記のとおりです。

駐車場の運営及び管理業務

特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理

不動産賃貸及び売買

(12) 主要な営業所

当社

本 社 〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目11番9号

大 阪 支 店 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番19号

名 古 屋 営 業 所 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山1丁目2番4号

福 岡 営 業 所 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2丁目9番34号

信 越 北 陸 営 業 所 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号

子会社

有限会社神谷町パーク 東京都港区麻布台1丁目11番9号

(13) 使用人の状況

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
49名	5名

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の4名は含まれてありません。

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
49名	5名	33.7歳	3.91年

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の4名は含まれてありません。

(14) 主要な借入先

借入先		借入額
(株)	三井住友銀行	4,201,015千円
(株)	みずほ銀行	2,145,597千円
(株)	商工組合中央金庫	1,636,695千円
(株)	りそな銀行	1,181,685千円
(株)	阿波銀行	362,800千円
(株)	三菱東京UFJ銀行	335,332千円
(株)	北陸銀行	246,170千円
(株)	伊予銀行	242,800千円
(株)	新銀行東京	208,336千円
(株)	百十四銀行	85,500千円
(株)	広島銀行	68,694千円
(株)	あおぞら銀行	51,400千円

(注) 企業集団での借入額を記載しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

発行可能株式総数	135,000株
発行済株式の総数	47,532株
株主数	2,296名

## 大株主

株主名	持株数	出資比率
内藤 亨	6,000株	13.20%
AIGジャパン・オポチュニティ・ファンド2投資事業有限責任組合	4,709株	10.36%
兼平 宏	2,998株	6.59%
アールービーシー デクシア インベスター サービシーズ トラスト, ロンドン クライアント アカウント	2,139株	4.71%
日信電子サービス株式会社	1,500株	3.30%
新井一孝	1,200株	2.64%
エヌ・エス・アール株式会社	1,196株	2.63%
日本証券金融株式会社	1,170株	2.57%
朝日火災海上保険株式会社	1,150株	2.53%
株式会社三井住友銀行	764株	1.68%

(注) 出資比率は自己株式(2,075株)を控除して計算しております。

### (2) 会社役員に関する事項

#### 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内藤 亨	
取締役副社長	兼平 宏	運営部長
常務取締役	駒井 雄一	営業部長
常勤監査役	小林 紀幸	
監査役	田伏 岳人	弁護士 フロンティア法律事務所
監査役	津田 進世	日信電子サービス株式会社常勤監査役

- (注) 1. 平成20年12月19日開催の第12期定時株主総会において、小山信行氏が任期満了に伴い監査役を退任し、津田進世氏が監査役に新たに選任されました。  
 2. 監査役田伏岳人氏及び津田進世氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社では平成17年4月1日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当又は主な職業
執行役員	内藤 亨	
執行役員	兼平 宏	運営部長
執行役員	駒井 雄一	営業部長
執行役員	間嶋 正明	管理部長

4. 当社では取締役と執行役員の役割と責任を明確にし、執行役員制度の充実を図るため、役付取締役制度を廃止し、平成21年10月1日付で次のとおり組織変更を行いました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	内 藤 亨	
取 締 役	兼 平 宏	内部統制室長
取 締 役	駒 井 雄 一	営業部長
常 勤 監 査 役	小 林 紀 幸	
監 査 役	田 伏 岳 人	弁護士 フロンティア法律事務所
監 査 役	津 田 進 世	日信電子サービス㈱常勤監査役

平成21年10月1日付における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
執 行 役 員 社 長	内 藤 亨	
執 行 役 員 副 社 長	兼 平 宏	内部統制室長
執 行 役 員 常 務	駒 井 雄 一	営業部長
執 行 役 員	間 嶋 正 明	管理部長

#### 事業年度中に退任した取締役

退社時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	新 井 一 孝	マリナー・インベストメント・グループ東京駐在事務所代表	平成20年11月20日
取締役	瀬 崎 晋	AIGジャパン・キャピタル・インベストメント㈱代表取締役	平成20年12月10日

(注) 取締役新井一孝氏及び瀬崎晋氏は辞任による退任であります。

#### 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	89,850千円
監 査 役	4名	8,160千円
計	8名	98,010千円

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額200,000千円、監査役分 年額30,000千円であります。

2. 期末日現在の取締役は3名、監査役は3名であります。

## 社外役員に関する事項

### イ．重要な兼職先と当社との関係

監査役	津田進世	日信電子サービス㈱常勤監査役
-----	------	----------------

(注) 日信電子サービス㈱は、当社の株式1,500株（出資比率3.30%）を保有しております。  
また、当社は同社との間に保守契約等の取引関係があります。

### ロ．当事業年度における主な活動状況

#### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（23回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田伏岳人	23回	100%	12回	100%
監査役 津田進世	18回	95%	10回	100%

(注) 監査役津田進世氏は、平成20年12月19日開催の第12期定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は19回、監査役会の開催回数は10回であります。

#### ・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役田伏岳人氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役津田進世氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

### ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は監査役田伏岳人氏及び監査役津田進世氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### 二．社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額	人員	報酬等の額
	4名	3,120千円

(3) 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権			
発行決議の日	平成14年12月27日開催 定時株主総会	平成16年12月21日開催 定時株主総会	平成17年12月21日開催 定時株主総会			
保有人数及び 新株予約権の数						
当社取締役 (社外取締役を除く)	1名	300個	3名	380個	3名	1,500個
当社社外取締役	0名	0個	0名	0個	0名	0個
当社監査役	0名	0個	1名	15個	2名	25個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式			
新株予約権の目的となる 株式の数(注)		900株	1,185株		1,525株	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償			

(注) 当社は平成17年4月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

名称

新日本有限責任監査法人

報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,500千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産  
上の利益の合計額 19,500千円

(注) 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

非監査業務の内容

該当事項はありません。

## 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 3. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「パラカ株式会社行動規範」（以下、行動規範）を定め、周知徹底を図る。

ロ．コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ハ．法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

- . 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ . 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
- . 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
- ハ . 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- 二 . 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は特別目的会社（SPC）であるため、企業集団にかかる業務の適正確保の体制として、管理部門において専ら連結会計における適正なディスクローズに努めることに注力している。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ . 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生

したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

- 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。

#### 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

---

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,973,415	流 動 負 債	1,509,138
1. 現 金 及 び 預 金	1,583,297	1. 買 掛 金	56,440
2. 売 掛 金	41,204	2. 1年以内償還予定の社債	20,000
3. そ の 他	349,650	3. 1年内返済予定の長期借入金	909,388
4. 貸 倒 引 当 金	736	4. 未 払 法 人 税 等	192,091
固 定 資 産	15,635,305	5. 賞 与 引 当 金	18,065
1. 有 形 固 定 資 産	15,290,516	6. そ の 他	313,152
1) 建 物 及 び 構 築 物	1,105,118	固 定 負 債	11,305,958
2) 土 地	13,653,483	1. 社 債	370,000
3) リ 一 ス 資 産	325,173	2. 長 期 借 入 金	9,856,636
4) そ の 他	206,741	3. リ 一 ス 債 務	281,588
2. 無 形 固 定 資 産	11,356	4. そ の 他	797,733
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	333,432	負 債 合 計	12,815,096
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	4,958,000
		1. 資 本 金	1,576,807
		2. 資 本 剰 余 金	1,606,807
		3. 利 益 剰 余 金	1,875,227
		4. 自 己 株 式	100,841
		評 価・換 算 差 額 等	164,376
		1. そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	4,047
		2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	168,423
		純 資 産 合 計	4,793,624
資 産 合 計	17,608,720	負 債・純 資 産 合 計	17,608,720

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,060,048
売 上 原 価	4,368,932
売 上 総 利 益	1,691,116
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	675,471
營 業 利 益	1,015,644
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	924
受 取 保 險 金	1,146
そ の 他	1,944
營 業 外 費 用	4,016
支 払 利 息	285,921
そ の 他	12,095
経 常 利 益	298,016
特 別 損 失	721,644
固 定 資 産 除 却 損	19,602
固 定 資 産 売 却 損	6,740
販 売 用 不 動 産 評 価 損	40,087
匿 名 組 合 損 益 分 配 前	66,430
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	655,213
匿 名 組 合 損 益 分 配 額	18,057
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	637,155
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	292,050
法 人 税 等 調 整 額	8,896
当 期 純 利 益	283,153
	354,002

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年9月30日残高	1,576,807	1,606,807	1,521,225	874	4,703,965
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			354,002		354,002
自己株式の取得				99,967	99,967
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			354,002	99,967	254,034
平成21年9月30日残高	1,576,807	1,606,807	1,875,227	100,841	4,958,000

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成20年9月30日残高	1,984	98,871	100,856	4,603,109
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				354,002
自己株式の取得				99,967
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,031	69,551	63,520	63,520
連結会計年度中の変動額合計	6,031	69,551	63,520	190,514
平成21年9月30日残高	4,047	168,423	164,376	4,793,624

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 1社

(2) 連結子会社の名称 (有)神谷町パーク

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 藏 品..... 最終仕入原価法によっております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、当該会計基準を期首在庫の評価から適用し、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失として計上いたしました。これにより、従来の方法によった場合に比べて税金等調整前当期純利益が40,087千円減少しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産..... 定率法を採用しております。但し、建物（附属設備（リース資産を除く）について）は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとあります。

建物及び構築物 3～38年

車両運搬具 2～6年

工具器具及び備品 2～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産..... 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(販売用不動産の保有目的変更)

販売用不動産の保有目的変更により、有形固定資産に639,393千円振り替えてあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	365,210千円
土地	13,106,471千円
合計	13,471,681千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年以内返済予定長期借入金	692,060千円
長期借入金	9,503,128千円
合計	10,195,188千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 594,915千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	47,532			47,532
自己株式				
普通株式	6	2,069		2,075

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
		前連結会計年度末	増 加	減 少	
平成14年新株予約権	普通株式	962.95			962.95
平成15年新株予約権	普通株式	20.97			20.97
平成16年新株予約権	普通株式	1,353			1,353
平成16年新株予約権	普通株式	141		45	96
平成17年新株予約権	普通株式	1,870		45	1,825
合 計		4,347.92		90	4,257.92

(注) 減少の株数は、従業員の退職による失効であります。

### 3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年12月18日開催予定の第13期定時株主総会にて次のとおり付議いたします。

配当原資	利益剰余金
配当金の総額	45,457千円
1株当たりの配当金額	1,000円
基準日	平成21年9月30日
効力発生日	平成21年12月21日

#### ( 1株当たり情報に関する注記 )

1株当たり純資産額 105,454円04銭

1株当たり当期純利益 7,678円70銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	354,002
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	354,002
期中平均株式数(株)	46,101

#### ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成21年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,658,444	流 動 負 債	1,516,234
1. 現 金 及 び 預 金	1,268,881	1. 買 掛 金	56,440
2. 売 掛 金	41,204	2. 1年以内償還予定の社債	20,000
3. 貯 藏 品	1,518	3. 1年以内返済予定の長期借入金	909,388
4. 前 払 費 用	314,733	4. リ 一 ス 債 務	46,014
5. 繰 延 税 金 資 産	30,047	5. 未 払 金	180,226
6. そ の 他	2,795	6. 未 払 費 用	25,340
7. 貸 倒 引 当 金	736	7. 未 払 法 人 税 等	191,692
固 定 資 産	15,541,712	8. 未 払 消 費 税 等	30,506
1. 有 形 固 定 資 産	11,231,793	9. 前 受 金	22,432
1) 建 物	375,987	10. 預 金	4,002
2) 構 築 物	274,488	11. 前 受 収 益	12,124
3) 車両運搬具	9,758	12. 賞 与 引 当 金	18,065
4) 工具器具及び備品	36,663	固 定 負 債	10,892,571
5) 土 地	10,049,403	1. 社 債	370,000
6) リ 一 ス 資 産	325,173	2. 長 期 借 入 金	9,856,636
7) 建 設 仮 勘 定	160,319	3. リ 一 ス 債 務	281,588
2. 無 形 固 定 資 産	11,356	4. 金 利 ス ワ ッ プ	298,674
1) 商 標 権	824	5. そ の 他	85,671
2) ソ フ ト ウ エ ア	9,982	負 債 合 計	12,408,805
3) そ の 他	549	純 資 産 の 部	
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	4,298,562	株 主 資 本	4,955,727
1) 投 資 有 価 証 券	21,808	1. 資 本 金	1,576,807
2) 関 係 会 社 株 式	3,000	2. 資 本 剰 余 金	1,606,807
3) 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,000,000	1) 資 本 準 備 金	1,606,807
4) 出 資 金	20	3. 利 益 剰 余 金	1,872,954
5) 関 係 会 社 出 資 金	964,570	1) そ の 他 利 益 剰 余 金	1,872,954
6) 長 期 前 払 費 用	27,920	繰 越 利 益 剰 余 金	1,872,954
7) 繰 延 税 金 資 産	128,302	4. 自 己 株 式	100,841
8) そ の 他	152,939	評 価・換 算 差 額 等	164,376
資 産 合 計	17,200,156	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 等	4,047
		2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	168,423
		純 資 産 合 計	4,791,351
		負 債・純 資 産 合 計	17,200,156

# 損 益 計 算 書

(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,060,048
売 上 原 価	4,484,392
売 上 総 利 益	1,575,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	659,061
営 業 利 益	916,594
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	79,704
そ の 他	3,764
営 業 外 費 用	83,469
支 払 利 息	279,314
そ の 他	18,702
経 常 利 益	298,016
特 別 損 失	702,046
固 定 資 産 除 却 損	19,602
固 定 資 産 売 却 損	6,740
販 売 用 不 動 産 評 価 損	40,087
税 引 前 当 期 純 利 益	66,430
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	291,611
法 人 税 等 調 整 額	8,867
当 期 純 利 益	282,744
	352,871

## 株主資本等変動計算書

(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
平成20年9月30日残高	1,576,807	1,606,807	1,606,807
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計			
平成21年9月30日残高	1,576,807	1,606,807	1,606,807

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他の利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金			
平成20年9月30日残高	1,520,082	1,520,082	874	4,702,823
事業年度中の変動額				
当 期 純 利 益	352,871	352,871		352,871
自己株式の取得			99,967	99,967
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	352,871	352,871	99,967	252,904
平成21年9月30日残高	1,872,954	1,872,954	100,841	4,955,727

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成20年9月30日残高	1,984	98,871	100,856	4,601,966
事業年度中の変動額				
当期純利益				352,871
自己株式の取得				99,967
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	6,031	69,551	63,520	63,520
事業年度中の変動額合計	6,031	69,551	63,520	189,384
平成21年9月30日残高	4,047	168,423	164,376	4,791,351

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

関係会社出資金

個別法

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「関係会社出資金」として計上しております。匿名組合への出資時に「関係会社出資金」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、「関係会社出資金」に加減し、営業者からの出資金の払い戻しについては、「関係会社出資金」を減額させております。

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品.....最終仕入原価法によっております。

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、当該会計基準を期首在庫の評価から適用し、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失として計上いたしました。これにより、従来の方法によった場合に比べて税引前当期純利益が40,087千円減少しております。

### (4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産.....定率法を採用しております。但し、建物（附属設備（リース資産を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～38年

車両運搬具 2～6年

工具器具及び備品 2～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産………定額法を採用しております。

(リース資産　　なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利  
　　を除く)　　用可能期間（5年）に基づく定額法を採用してあり  
　　ます。

リース資産………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定  
　　額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

#### (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (8) 重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(販売用不動産の保有目的変更)

販売用不動産の保有目的変更により、有形固定資産に295,546千円振り替えてあります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	365,210千円
土地	9,502,391千円
合計	9,867,602千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年以内返済予定長期借入金	532,060千円
長期借入金	6,663,128千円
合計	7,195,188千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 475,381千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債務 12,124千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引高 170,265千円

営業取引以外の取引高

受取利息 79,140千円

受取手数料 750千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	6	2,069		2,075
合 計	6	2,069		2,075

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	7,352千円
未払事業税	19,348千円
リース資産減損勘定	9,063千円
土地	16,315千円
繰延ヘッジ損益	121,560千円
その他	3,803千円
繰延税金資産小計	177,443千円
評価性引当額	16,315千円
繰延税金資産合計	161,128千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,777千円
繰延税金負債合計	2,777千円
繰延税金資産(負債)の純額	158,350千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

駐車場機器

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	減損損失 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具及び備品	1,456,468	641,195	27,953	787,319

- 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	204,446千円
1年超	635,676千円
合計	840,122千円
リース資産減損勘定の残高	22,268千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及びリース資産減損勘定取崩額

支払リース料	265,680千円
減価償却費相当額	243,314千円
支払利息相当額	25,687千円
リース資産減損勘定取崩額	5,685千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってあります。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によってあります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(有)神谷町パーク	東京都港区	3,000	駐車場の運営及び管理	100.0	1名	土地の賃借	資金の貸付	79,140	前受収益	3,000,000
								利息の受取			

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付取引については、一般取引条件と同様に決定しております。なお、担保として同社保有の土地信託受益権に質権を設定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれてありません。

( 1 株当たり情報に関する注記 )

1 株当たり純資産額 105,404円04銭

1 株当たり当期純利益 7,654円19銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	352,871
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	352,871
期中平均株式数(株)	46,101

( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

( 連結配当規制適用会社に関する注記 )

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成21年11月13日

パラカ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 雅文<sup>印</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甘樂真明<sup>印</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パラカ株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラカ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月13日

パラカ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 雅文<sup>印</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甘樂 真明<sup>印</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラカ株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書臍本

### 監査報告書

当監査役会は、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月13日

パラカ株式会社 監査役会

常勤監査役	小	林	紀	幸	印
監査役	田	伏	岳	人	印
監査役	津	田	進	世	印

(注) 監査役田伏岳人及び監査役津田進世は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は「財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため、「毎期の業績」、「内部留保の充実」、「手元流動性」及び「投資環境」に応じて再投資と配当のバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行う」ことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,000円 総額45,457,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年12月21日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされており、当社現行定款第6条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

決済合理化法の施行により「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 増員または補欠により選任された取締役の任期を他の取締役と調整するために変更案第19条に第2項を新設するものであります。

- (3) 経営の意思決定及び監督を行う取締役と業務執行を行う執行役員の役割及び責任を明確にし、より一層の機能強化を図るため、役付取締役制度を廃止し、当社現行定款第22条（役付取締役）を削除するものであります。
- (4) 上記の他、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ＼ (記載省略)	第1条 ＼ (現行どおり)
第5条  <u>(株券の発行)</u> 第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第5条  (削除)
第7条 ＼ (記載省略)	第6条 ＼ (現行どおり)
第8条  (株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。	第7条  (株主名簿管理人) 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によつてあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利行使できる株主もしくは登録株式質権者とする。	(基準日) 第9条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によつてあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利行使できる株主もしくは登録株式質権者とする。
第11条 (記載省略) (招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別に定める場合を除いて、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	第10条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別に定める場合を除いて、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
第13条 (記載省略) 第19条 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	第12条 (現行どおり) 第18条 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p>取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から<u>代表取締役を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p>
<p>第24条 (記載省略)</p> <p>第49条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第47条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託するものとする。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（3名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、また、経営体制のより一層の充実を図るため2名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は、以下のとおりあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数 (株)
1	内藤亨 (昭和31年7月15日)	昭和54年4月 野村證券株式会社入社 昭和63年12月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成6年10月 有限会社リヨウコーポレーション 設立 平成9年8月 当社設立 代表取締役社長 平成21年10月 当社代表取締役（現任）	6,000
2	兼平宏 (昭和34年4月16日)	昭和57年4月 野村證券株式会社入社 昭和62年5月 シティーコーブ証券会社入社 平成2年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成8年7月 ニッポンクレジットインターナシヨナル(香港)入社 平成9年12月 当社監査役 平成10年7月 富士インターナショナルファイナンス(香港)入社 平成13年8月 当社入社 平成13年12月 当社専務取締役 平成17年4月 当社取締役副社長 平成21年10月 当社取締役（現任）	2,998
3	駒井雄一 (昭和41年6月5日)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成12年7月 株式会社ビーマップ入社 平成16年11月 当社入社 営業部長（現任） 平成17年12月 当社常務取締役 平成21年10月 当社取締役（現任）	148
4	間嶋正明 (昭和51年12月14日)	平成15年3月 株式会社オン・ザ・エッヂ （現 株式会社L D H)入社 平成16年10月 当社入社 平成18年4月 当社運営部長 平成19年6月 当社運営管理部長 平成20年7月 当社執行役員管理部長（現任）	62

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数 (株)
5	中村 隆夫 (昭和40年8月25日)	平成元年4月 日本銀行入行 平成8年2月 株式会社デジタルガレージ取締役 平成11年6月 株式会社インフォシーク代表取締役 平成16年3月 株式会社ビーエイ取締役（平成19年11月退任） 平成18年6月 株式会社ネットエイジングループ（現 ngi group 株式会社）監査役 平成20年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 平成21年1月 鳥飼総合法律事務所（現任） 平成21年3月 株式会社ビーエイ取締役（現任）	

- (注) 1. 中村隆夫氏は、社外取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 中村隆夫氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な知識・経験等を活かし、適切な助言をいただけるものと判断したためであります。  
 4. 中村隆夫氏の選任が承認された場合、当社は中村隆夫氏と法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションにかかる報酬額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と体质強化を図るため、ストックオプションとしての新株予約権を年額450万円以内（取締役分440万円、監査役分100万円）で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の役員に対する報酬等として、平成15年12月18日開催の第7期定期株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額2億円以内）及び監査役の報酬額（年額3,000万円以内）とは別枠で設定するものであります。なお、現在の取締役は3名、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。このうち付与対象者は社外取締役を除く取締役3名、社外監査役を除く監査役1名であります。

#### 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,120株を各事業年度に係る定期株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。  
 なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、

当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の総数

1,120個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。このうち、取締役に付与する新株予約権は1,100個、監査役に付与する新株予約権は20個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.4を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後8年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 貸渡による新株予約権の取得の条件

貸渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。  
その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8) の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に

定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使の条件  
上記(8)に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。  
再編対象会社による新株予約権の取得事由  
上記(9)に準じて決定する。

- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第5号議案 当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

- 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、金銭の払い込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。
- 新株予約権割当の対象者  
当社従業員とする。
- 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
  - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式380株を上限とする。  
なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使

されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の総数

380個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.4を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後8年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8) の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記

(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

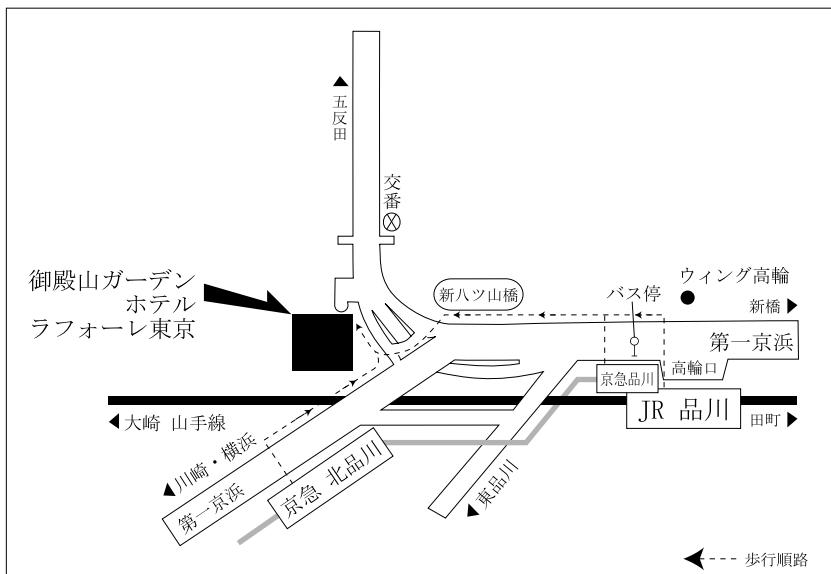
以 上

<メモ>



## 株主総会会場ご案内図

東京都品川区北品川四丁目7番36号  
御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京 地下1階 九重  
電話 (03) 5488 - 3911 (代表)



電車 JR各線 品川駅 高輪口より徒歩10分  
京浜急行 北品川駅より徒歩3分

バス JR品川駅（高輪口）より御殿山ガーデン行きのシャトルバスが  
運行されております。  
JR品川駅（高輪口）発 五反田駅行に乗車し「御殿山」下車徒歩1分  
JR五反田駅（東口）発 品川駅行に乗車し「御殿山」下車徒歩1分

お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。